

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成23年10月14日(金)

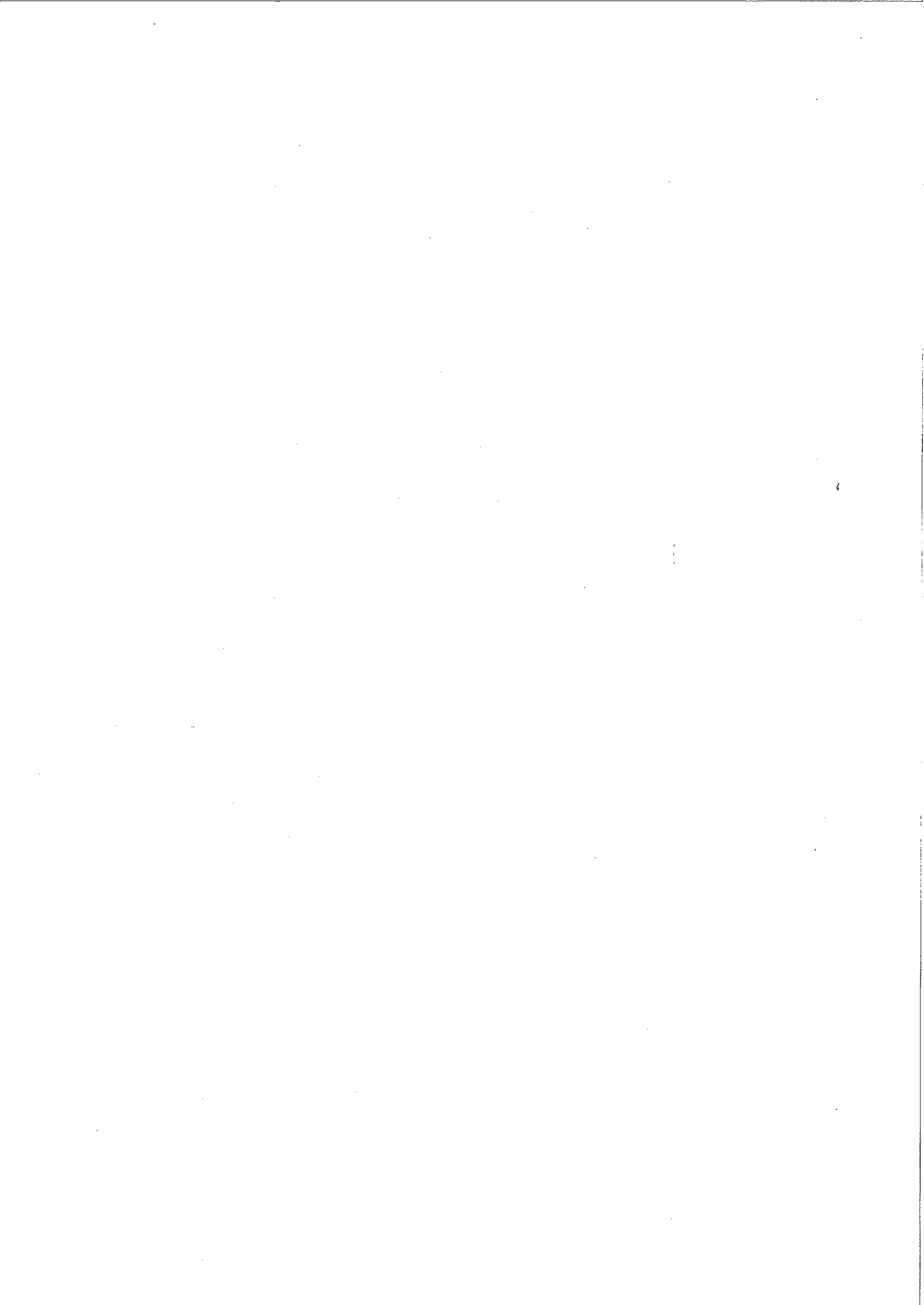
杉 並 区 議 会

## 目 次

議会運営委員会の構成について .....	3
理事の選出について .....	4
本会議場の席次について .....	4
常任委員会、特別委員会の体制について .....	5
各種審議会について .....	5
会派控室について .....	7
瑞草区派遣の人員について .....	8
緊急連絡先の確認 .....	9
議会費に対する会派の予算要望について .....	10
予算・決算特別委員会質疑時間について .....	10
議員提出議案の提案説明者について .....	13
招集通知等のペーパーレス化について .....	14
土曜議会について .....	17
「議会運営に関する新たなルール」について .....	20
ユーストリーム等による画像等配信の対応について .....	25
その他	
(1) 全員協議会について .....	34
(2) 第4回定例会について .....	34

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年10月14日(金) 午後1時29分～午後3時37分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局長 伊藤 重夫 議事係長 依田 三男 庶務係主査 横山 淳二 議会法務係 担当係長 杉原 正朗	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事 和久井 義久 庶務係長 高橋 正美 議会広報係 担当係長 井口 隆央 担当書記 上野 和貴



(午後 1時29分 開会)

**富本理事** これより議会運営委員会理事会を開会する。

きょうは非常に議題が多いので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。  
それでは、レジュメに沿い、順次進行する。

《議会運営委員会の構成について》

**富本理事** まず初めに、議会運営委員会の構成について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 関議員がご逝去された関係で、議会運営委員会の定員に1名の欠員が出ている。また、本日の日程の7、瑞草区派遣の人員までは、この関連の議題ということになるので、よろしくお願ひしたい。

まず、議会運営委員会の体制だが、資料1をごらんいただきたい。これは、議会運営委員会の委員について、交渉会派5会派で割り当てて計算し直して割り振りをしたものである。そうすると、今まで2名だった公明党が3名という形に計算上はなるということであるが、いかがか。

**富本理事** これに関しては、現状の形で割り振るということで、今までこのとおりにやっているが、何か意見はあるか。

**山田理事** この話し合いの前提だが、例えばこの案件というのは、今までどおりのやり方で話していくとこういう形で割り振られていくというものだと思うが、そもそも、今回交渉会派が3人から4人になったということで、いろいろスタートしている。その時点でうちとしては、今の交渉会派が4人ということも、今後話し合いを尽くしているいろいろ決めていったほうが良いと考えている。

例えば今の時点で緊急措置として交渉会派を4人から3人という状況にすれば、いろいろなことをこうやってさまざまいじるということもなく現状維持できるのではという意見も出ており、ただ、それをすぐこの場で話し合うこともできないと思うので、そういったことも、うちとしては考えが出ている。そのことは前提として話しておきたい。

**富本理事** それは1つの意見としてある。そうすると、基本的には、1からずっとやっていく中で、その問題も全部絡んでくる。議運のメンバーは早く決めなければいけないということもある。

**議会事務局次長** 今の山田理事からの話は、改選後の代表者会議で議論を進めていった中で積み残しとか、その件について議題にのれば、いつでも話し合いに応ずるということで代表者会議では仕切っているというのが今の状況である。この間、そのことについてはずっと出ておらず、ここで関議員がお亡くなりになったという関係で、今こういう

話になっているが、それをここで議論して決めていくという方法は1つある。

これについては、議題にのせて議論していくという形になったが、すぐその場で結論を出すということは決めていなかったのもう1つの考え方とすれば、この1年間についてはとりあえず今の4人という考え方で行き、翌年の新しい体制をつくる段階までに、きょうを契機にしてこれから継続的に協議を進め、一定の結論を出していくというやり方があるかと思う。そこは理事会のほうでお決めいただくので、事務局とすれば、そういう2つのやり方が考えられるということしか現時点では申し上げられない。

**富本理事** それは確かに私もそのように思うが、ほかにこの件について何か意見はあるか。

**小松理事** 議運の条例定数は12人以下ではなくて12人だったか。

**富本理事** 12人。理事とは違う。

では、基本的な考え方が決まらなるとすべては決まってしまう。ほかのことは、それによって変わるところと、それを超えて議論してもらわなければいけない部分もあるので、時間の関係もあるのでとりあえずおいておく。

#### 《理事の選出について》

**富本理事** では、理事の選出について。理事は7名以内という書き方なので、今のような6名の形で1名欠という形でやるのか、交渉会派の考え方をどうするのかということによって変わってくるのか、交渉会派4人だけど7名にしたほうがいいのかという考え方にするのか、この3つの考え方があるので、これも整理をしていただきたい。

#### 《本会議の席次について》

**富本理事** では本会議の席次について。これも関議員が亡くなって43番が欠番ということになっているが、これも考え方としては、交渉会派関係なしに、今は議席がある程度こういう形でスタートしているのだから、そのままいいのではないかとこの考え方と、また一から考えるべきだという考え方、その2つに分かれるが、これに関してはどうか。

**山田理事** これに関しては、このままでいいのではないのかという意見であった。これまでにいじるというのは大変なことになるので、よろしいのではないかと。

**富本理事** いろいろ書類とか全部変えなければいけないので、大変は大変である。

席次はどうか。

**小川理事** 私は基本的にはそのままがいいと思うが、ただ、今山田理事が言った席次はいいのではないかとこのこと、理事会の先ほど言ったものが非常に矛盾をしていると思う。ここはよくてあれがだめとかいうのは基本的にはない。席次も基本的には慣例でやって

きているので、山田理事が言ったことは矛盾をされていてご都合主義と申し上げておく。

**山田理事** それに対して何か言うというわけではないが、うちとしては、基本的には現状をなるべく維持したいと思っている。例えば各ポストも変えていくと、それなりに大変な作業にもなってしまうので。

ただ、それを維持するに当たって、できれば交渉会派の成立要件を、暫定的にでも4人から3人にできれば、例えばこの後の瑞草区の派遣の人員についても全部かかわってくると思う。そういうところについても考えていきたいというもので、できれば、僕自身も、幹事長としてここに参加しているのではないので、皆さんの意見とかどういう考えがあるのかというのをお聞きした上で、改めて話し合いの会を持ちたいと考えている。

**富本理事** その問題をきょう決めることは無理ではないか。

とりあえず7番まで説明をして、話を進めていく。

席に関してもそういう考え方があるということで、根本から考え直すか、ご都合主義という批判を受けても、現状の考えの中でそのまま維持するか、交渉会派の数をもう1回考え直した上でこうするのか、その3つに分かれる。

#### 《常任委員会、特別委員会の体制について》

**富本理事** 次、常任委員会と特別委員会について。

関議員が所属していたのは都市環境委員会と道路交通対策特別委員会であった。これは1名減で、仕方がないと思うが、一応確認をしなければいけないのは、都市環が8人になる。今は総財と文教、保健が10、残り区民と都市環が9。つまり、10の委員会と8の委員会ができてしまうというのは、余りきれいではないが、こういう事態でもあったので、来年の人事までは、このような形で進めていってはどうかという確認。

これも筋論からいえば云々となるが、確かに委員の入れかえまではできないから、それを確認した上で、都市環と道路交通が1ずつ減るという形でいいかどうか。これはいかがか。暫定的に8になってもしょうがないと。

では、これは一応ご了解いただいたということで、来年また、委員会の人数も理事会でたしか毎回割り振りを決めていたので。都議会に行って4人減ったときもあったし、あのときも、旧幹事長会で、人数の配分は、どこを減らすかというのは決めていたので、またそれは来年の議論にゆだねるということになると思うが、現状はとりあえず都市環は8になるが、都市環と道路交通の人数が1減ということでご理解いただきたい。

#### 《各種審議会について》

**富本理事** 次、各種審議会について。

**議会事務局次長** お手元に資料2、各種審議会委員等候補者の被推薦者ということで一覧をお配りした。基本構想審議会と土地開発公社評議員会が1名欠員となっている。この中で、基本構想審議会については、あと3回審議を残すのみということで、既に実質的な議論だとか審議はおおむね終了しているということを知っている。追加で欠員を補充する必要性は余り高くないと所管も言っているのだから、その辺含めてどうするのか、お伺いしたい。

**富本理事** 土地開発公社は議運の割り振りである。だから、議運のメンバーの、さっきの1番が決まれば自動的にどこの会派に割り振られるか決まるということなので、土地開発公社はおいておいて、基本構想に関しては、今話があったように、これも先ほどの委員会のように欠員で済ませてしまうのか、改めてだれかを割り振って入れるべきかということにつながってくると思うが、この辺はいかがか。

それも、考え方としてどう割り振るかということ。割り振るにしても、これになると基本的に自民党の人は入らなくなる。今まで少数会派の枠で佐々木議員は入っているわけだから、そういう部分では、自民党はだれもいなくなるということになるので、では、7で自民党のだれかかわりの人にしてもらったらどうだという考え方もある。それか、点数そのものから全部考え直してやるという考え方もあるし。これも、筋論でいくか緊急避難的にそのようにするか、緊急避難の仕方か、欠員にするか、例えばこの中でだれにするか決めるか、その辺はいかがか。

**島田理事** 土地開発公社の場合、途中で欠員になったという前例はあるのか。

**富本理事** いつも議運のメンバーをそのまま入れている。だからそれをそのまま当てはめているので、会派が変更になってもそうしてきたのでは。

**島田理事** 基本構想のほうは、きょうと25日ともう1回あるかどうかということだと思う。議論はほとんど終了している。

**議会事務局次長** 今私どものほうで伺っているのは、きょうと25日、12月に答申を区長に渡すための会議、あと3回と聞いており、12月のほうは答申を出すだけなので、ほとんど何もない。実質的な協議、筆耕等もかなり進んでいる状況なので、向こうのほうでは欠員の状況のままだもやむなしという考え方の方である。

**富本理事** それと、各種委員については、委嘱状を渡すなどいろいろな作業もあるので、さっきの議席の話とつながることもあるが、余り一から原則論に立ち返って割り振りをしようとか、メンバーを総入れかえしようとか、それはさすがに避けたいというのはある。先ほど言った緊急避難的な形で、最小限の小幅的な動きでいきたいというのが、正直、事務局の考え方としては、区長部局も多分そのような考え方だと思う。そこはご理



解いただいた上で、では、まず土地開発公社については、議運のメンバーが決まって、議運の枠が決まったら改めてその会派の方に入っていただくという形でもよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**富本理事** それから基本構想については、今お話ししたように欠員で行くのか、あとは自民党の、閣議員のかわりに残りの3人の方のどなたかに入っていただくのか、まただれかを別に選ぶのか、この3つぐらいに絞られると思うが、これについてはいかがか。実質的な審議は終わっているということだが、それを含めた上でどうか。

**小川理事** 私の個人的な意見だが、今話を聞くとほとんど素案も出来上がる段階に入っているし、どなたがやっても新しく入っては、わからないのではないかと思うが、これは緊急的というか、回数が少ないということがあらかじめわかっているので、今自民党が3人という少数会派になっているが、少数会派から2名出ているというような形でも、私はおかしくないのではないかと考えている。

**富本理事** 自民党のどなたかかわりが出ればいいのではないのかということか。

**島田理事** 実質、きょうはもう無理だし、25日が多分答申案を決める日だろう、あとはセレモニー。審議会に入る意味がほとんどなくなってきている。欠員でもよろしいかと思う。

**富本理事** これは早急に決めないと余りだらだらしてられない。会議体がもう回数もないので、これだけはきょう結論を出していただいたほうがいいので、今3つの考え方があったが、ほかに意見はあるか。

**小松理事** 今3回と言ったが、その3回のうちの1回はもうきょうだし、欠員が適切かと思う。

**井口理事** 欠員で。

**山田理事** うちも欠員で。

**富本理事** では、基本構想に関しては欠員ということで、そういう形で行く。

土地開発公社は、さっき言ったように議運の枠が決まれば、新たにその会派の方にもどなたか入っていただくということで、これはよろしく願いをする。

#### 《会派控室について》

**富本理事** 続いて、会派の控室について。これも一応事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** お手元に資料3として議員控室配置図をお配りした。今回左下の自由民主党杉並区議団のところが34.92平米ということで、4人プラスちょっとあるぐらいの面積になっている。ここが3人になると大分広くなる。原則論から申し上げると、全部計算し直して割り振りをやり直すということにはなろうかと思うが、今の段階でまたお

金をかけてというのもなかなか大変だと思っており、自民党の、あのドアが3つあるので、その一部を仮に仕切って事務局のスペースとする、そういった形の考え方もあると。この辺はいろいろな考え方があると思うので、ご議論いただきたい。

**富本理事** 一応面積の基準の考え方を教えてほしい。1人8.05が基準か。

**議会事務局次長** 1人8.05で、2人目以降は1人当たりの面積の95%を加算していくので、 $8.05 + 7.65 \times 2$ なので、自民党は23ちょっとぐらいとなる。

**富本理事** 一応1人の基礎点が8.05で、人数が1人増えていくことによって7.65足される計算をしているというのが基本的な考え方。そうすると、自民党は大体23から24ぐらいの広さになるので、確かにこれも全部計算し直し、割り振るという原則論はあるが、ご承知のとおりお金もかかるし、また、皆さんやっとな落ちついてそれぞれの部屋でやられているということがあるので、これに関してもその辺を考慮しながら、一部を返上してもらうような形に、パーティションか何かを置くという方法が一般的な、多いパターンだが、この辺いかがか。

**井口理事** このままでいい。さっき話があったようにパーティションで区切るとか。ここであえてお金を使わなくてもいいと思う。

**富本理事** ほかに何か、こうしたほうがいいのかああしたほうがいいのか……。第4応接という考えは無理か。結構応接室使っているの。

では、仕切るということによろしいか。移動もなくてこのままで。

では、34.92から引いた分をパーティションか何かで仕切り、事務局スペースに戻すということでご了解をいただきたいがよろしいか。——では、そのような形でもよろしくお願いをします。

では、あとは自民党と、どちら側をどうするのかとか、その辺は事務局で決めていただきたい。決まったらまたご報告を願いたい。

#### 《瑞草区派遣の人員について》

**富本理事** では7番、瑞草区の派遣について。これについても、先ほどからの話で、交渉会派で割り振られているわけだが、これに関しては、既に議決も済んでいるということ、それから月曜日に出発ということなので、この点については理解をいただきたい。

昔、杉並自民議員倶楽部が2つに分かれて、少数がくっついて自由民主党区議団となったときも、結局そのまま行くことになり、杉並自民議員倶楽部からだれも行かなかった。そういう過去の歴史もあるので、ご理解をいただければと、そのように思う。

これはよろしいか。——では、そういうことで、過去にそういう例もあるのでご理解

いただき、これは吉田議員がそのまま行くということでよろしく願います。

では、あとの問題については、持ち帰りという形にさせていただいてよろしいか。交渉会派の問題から絡んでくる話に関しては、ちょっとまた機会を設けて話をするということで、一応きょう絶対決めておかなければいけない問題は、とりあえずご了解いただいたということでよろしいか。

では、確認しておく、常任委員会と特別委員会が1減が了承済み。各種審議会は基本構想が欠員、土地開発公社は新たな議運の枠によって決める。それから控室を一部返上で了承。瑞草区も現行のメンバーで了承。そこまでは決まったということでご理解いただきたい。

残りのことについてはまた会派に持ち帰り、次回決めていきたいと思う。

#### 《緊急連絡先の確認》

**富本理事** それでは次、8番、緊急連絡先の確認についてである。

関議員の突然のご逝去で、お一人でお住まいのああいう形で非常に残念だったわけだが、これは私も身につまされる話で、議員本人と連絡がとれない場合、それからまた、本人に何かあった場合すぐ連絡できる場所を把握しておくことが、今回議長も事務局等もいろいろ対応する中で、その辺の最初の連絡がうまくとれる、とれないが結構大変な部分もあった。それぞれ家族がいる方、いない方、また実家の方、私みたいに1人で東京へ出てきている人、いろいろな人がいると思うが、とりあえず、緊急連絡用のために事務局で使う連絡先の集約が必要ではないかということ、事務局とも相談をしてきょうお諮りをさせていただいたということ。これについて補足の説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料4だが、緊急連絡先調査票ということで、名前を書いて、同居の親族がいる方は同居の親族1カ所だけ書かれればいいのか。緊急時に連絡できる親族、または地域の関係者の方、そういった方も必要な方は記入いただく。これほどの辺まで書き込むのか、個人によって大分差が出てくるとは思うが、ご自身で必要と判断したところをご記入いただければと思っている。事務局もかぎをかけたところに保管をするので、別にほかに流用するという事は考えてない。

**富本理事** 私も、今回のことがあって、自分も届けておかないといけないというのは個人的にも痛感したので、必要ではないかと思うが、これはよろしいか。

**井口理事** 非常にいいと思う。私は既に提出しており、何かあったらここに連絡してほしいということも事務局には渡してある。緊急時は、皆さんに迷惑かけることもあるので、これはぜひしてほしいなと思っている。

小松理事 これは自己判断か。全部埋めろということではないのか。

富本理事 はい。家族がいる方、いない方でも差があると思うが、家族のいる方は携帯電話を書いてもらったほうがいい。

では、そういう形で、これは事務局で、会派ということではなくて、各議員個人に対応するよう、お願いします。

議会事務局次長 いつごろまでに出していただけるか。

富本理事 それは視察とかもあるので、事務局の対応でお任せする。

議会事務局次長 では11月11日ぐらいに。

富本理事 ポストへ入れてくれるのか。

議会事務局次長 では各議員にポスティングする。

富本理事 各議員対応で、提出は事務局にお願いします。これは必ず全員ちゃんと出してもらうようにお願いしたい。

では、そういうことで決まったので、よろしくお願いします。

#### 《議会費に対する会派の予算要望について》

富本理事 続いて、議会費に対する会派の予算要望についてだが、これは9月30日までが締め切りということで話があったが、ご説明願う。

議会事務局次長 9月30日までにとお願いをしていた議会費に対する会派の予算要望だが、杉並自民区政クラブから13項目の要望があった。これについては、議長と相談の上、予算要求の中に反映できるものはさせていくという形で進めていきたいと思っている。

富本理事 一応9月30日の提出期限には杉自からしかなかったもので、そういうことでご理解いただきたい。今お話があったように、議長と相談して事務局からしかるべきものということで対応をお願いしたい。

これはよろしいか。—では、そういうことでよろしくお願いします。

#### 《予算・決算特別委員会の質疑時間について》

富本理事 続いて、ここからは協議事項となるが、この前からの懸案のもの。

まず第1に、予特、決特の質疑持ち時間について。現在、決算特別委員会が1人5分の割り当て、予算特別委員会が1人6分ということだが、これについて、それぞれご意見等を伺う。

考え方としては、現状維持という考え方、予特も決特も6分、6分という考え方、それから決算を6分にして予算を5分にするという考え方もあるか。ほかにも考え方があ

るが、大体そのぐらいの形であると思うが、これは前から出ている話なので、それぞれ会派、ある程度意見集約ができていると思うので、お伺いしたい。

**井口理事** うちも新人の方に聞いたところ、まだ短いのか長いのか個人的に判断できないというのが正直な話で、申し訳ないが、もう1回、会派に持ち帰って決めていきたい。

**島田理事** 公会計制度の改革でさまざま財務諸表も出てくるようになって、少し時間をとったほうが良いという感じはしている。決算審査することによって次の予算、また後のさまざま構想等もかなり議論ができるので、予算並みの時間配分が必要と感じている。

**小川理事** うち、6分、6分。

**山田理事** 基本的には6分、6分ということだが、そもそも短いという意見も結構出ており、僕自身も感じたが、かなり大変なやりとりをするときには率直に言って短い。5分とか6分になったという経緯もあると思うが、新人の1人でもあるので、そのあたりのことについてちょっと聞きたい。

**議会事務局長** これは、経過をたどればかなりいろいろと変化をしてきたが、一番最初は持ち時間制というのはなかった。無制限から始まって、それから昭和の後半からだと思うが、持ち時間制を導入した。

その後、私の記憶だが、予特と決特は持ち時間制であったが、歳入と歳出で時間を分けていた時期もあった。歳入は1人4分で、歳出が1人6分とかというやり方をしていた時期もある。

その後、今と同じようにそれぞれ予特、決特とも1人6分ということですずっと来ており、平成15年、自治基本条例の制定のときに、あの当時は4定が決算議会だった。それで4定のときに自治基本条例が提案がされ、その審査をしなければいけないということで、たしか時間を1分ずつ減らして4分に削って、その削った時間を自治基本条例の特別委員会に割り振ったという経過があった。そこから今のような形の、決特が1人5分で、予特が6分という持ち時間制になった。決特の5分というのも、間で都議会選挙があったときに大勢抜けた時期があった。そのときは人数が少なかったもので、5分半か何か、ちょっと延ばしたというような時期もあったが、基本的には今と同じような形の、決特が5分、予特が6分という、平成15年ぐらいから今の形になっている。記憶なものなので、正確な年数は今申し上げられなくて恐縮である。

**山田理事** 持ち時間の大幅変更とかについては、今いろいろ話し合えることではないので、今後、議会運営委員会、議会改革特別委員会なんかで話していけばいいと思うが、まずは6分ということには賛成というか、前回小川理事がいろいろな意見を言っていたので、うちも決算特別委員会が5分というのは直して6分にしたいのではない

かという意見が出ているので、6分、6分というのは今の時点では賛成できる。

**小松理事** 公会計制度のことはあったが、決算が重要であるという認識のもとにされている制度改革だっただと思っているので、決算は6分がいいと思うが、以前、それプラス1人に、頭割りではなく、1人会派にも基礎時間が、減税自治体の特別委員会のときにたしかその方式がとられたかと思う。基礎時間があってそれプラス人数分。

**議会事務局長** 一番最初、持ち時間制にしたときがそういうスタイルではなかったかと思うが、最近ではそういうやり方は多分してない。

**富本理事** 減税のときにその話も出たことは事実だけど、そうしてやったかどうか覚えていない。

**議会事務局長** 減税、やってないのではないか。総括質疑か何かで2日間だった。減税基金条例の関係は予特の中でたしかやったと思う。だから、予算特別委員会という大きな枠の中で、たしか減税基金条例の集中審議の日にちをとった。日曜日だと思うが。

**富本理事** そのときにその考え方をういたかもしれないが、僕も記憶にない。ほかの予算とは別に、1日やらなければいけなかったので、やりくりの中でいろいろな案が出ては消えて、どれになったかは覚えていない。

**議長** 私は議運の委員長だったが、何かあった。特別な計算方法をしたような気がする。

**富本理事** 非交渉会派にある程度しゃべる時間をつくるようなやり方をした。

**議長** 会派に何分か、プラスその人数で加算していくという形で。

**議会事務局長** 入り繰りしてやらなければいけないというので、2分とかなんかだと短くなるので、たしか会派に4分とかなんとかという時間を割り振って、それにプラスした。そういうやり方をした。

**島田理事** たしか最低でも5、6分になるように。

**富本理事** 話せるようにした。そうしないと1人でやっていると3分で終わってしまう。

そういうことも考えたほうがいいのかということか。

**小松理事** そのとおり。だから、あれがどうだったのか、総括とまでいかななくても思い返してみても、そういう方式も検討してはどうかと思う。

**富本理事** 杉自は持ち帰りということだが。

**井口理事** うちだけ持ち帰りのようだが、他会派のことも知りたいので、今回理事会で出た皆様のご意見を集約して新人の方に伝えたいと思うので、持ち帰りさせていただく。

**富本理事** 基本的にはどの会派も5分より6分ということで、ほかの考え方を取り入れるかどうか別問題として、一応6分にしたいほうがいいのではないかということが大勢を占めているということをご理解いただきたい。

これ、5分から6分になると日が延びるのか。

**議会事務局次長** 延びる。

**富本理事** 何日か。2日間延びるのか。これは理事者側の日程の問題もあるので、議会全体の日程の問題もあるので、共産党のようにやりたいという意見もあるだろうが、そこは良識の範囲の中で、例えばそれをどう使っていくのかということ。議長にもいろいろご足労いただいて、議会のあり方というか、会議自体も大分延びてきていることでもあるので、その辺も勘案しながら、今後決めていかなければいけないと思うが、一応このままだと多分来年の決算は、どういう方式か別としても、2日は延びる。1人6分は確保することになるのかなということは、どうやら大筋では話し合いとしてあるので、その辺で事務局のほうもご理解いただければと思うので、よろしくお願いします。

《議員提出議案の提案説明者について》

**富本理事** 続いて11番、議員提出議案の提案説明者について、これは以前の理事会で小川理事から提案があった件である。議員提出議案を議運で提出を決定した議案については、議運の委員長がこれまで提案説明を行ってきた。ただ、議案によっては、議運の委員長ではなくて、一番最初に提案された会派が、やはりその内容にも詳しいし、思い入れも強いことから、提案者になってやるほうがいいのではないかとということが提案の趣旨であったかと思うが、これについてはいかがか。

**井口理事** やはり思いも強いし、それだけのことを集約して提案なさるのだから、一番初めに提案した会派の方がするのが一番いい。

**島田理事** なかなか判断しづらいところ。この件についてはまだ会派で話してないので、保留。

**富本理事** 民社は提案者なので、よいか。

**小川理事** はい。

**山田理事** うちは今までどおりでいいのではという意見。

**小松理事** 私は、この提案に賛成。

**富本理事** もう1つは、随時決めていく手もある。ものによって。

では、これは公明党が持ち帰りということが出たので、引き続き検討させていただければと思うが、一応、杉自とネみと民社は、思い入れの強い会派がやったほうがいい。共産党は、これまでどおり議運の委員長がやったらいいと、このようなことで分かれているので、また次回の理事会で話し合いをしていきたい。

《招集通知等のペーパーレス化について》

**富本理事** 次、招集通知等のペーパーレス化について。これは議長から提案があった案件で、招集通知のペーパーレス化をしたほうが良いということで、改めて事務局からご説明願う。

**議会事務局次長** 前回、招集通知のペーパーレス化と付託事項を配るときの「付託について」という通知、この2点についてペーパーレス化の提案があった。

まず、委員会等の招集通知だが、定例会等の委員会で日程調整が済んでいるもの、もう既に日程がわかっているものについては、改めて通知の必要はないという意見もある。招集通知は、一応通知行為として定められているので、何らかの通知は必要なことから、メールで送るとか、ポスト横に掲示板をつくって、招集通知を張ってお知らせをする、そういった方法もあると。

あと、請願・陳情の付託をする際、付託事項表に同じような内容の「付託について」という通知がついている。これについても会議規則86条に基づく通知ということでつけているわけだが、内容が重複しているので、通知行為を口頭で行うということで省略する考え方もあるのではないかと考えている。いかがか。

**富本理事** 今2点あった。1点は我々の委員会の招集通知。これは一応通知をしたという事実がないと、公務災害の問題とかがあるので、その行為そのものをやめてしまうことはできない。それはあるが、ペーパーレスとなると、1つはメールでやるという方法。メールの場合、デジタルデバイト、情報格差があつて余りお使いにならない方もいるということもあるので、そういう方たちも含め、どこかへ張り紙をするというか、そういう形で対応してやったらいかがかということがあった。

まず、委員会の招集通知についてはいかがか。

**井口理事** 招集通知の行為は必要だと思うので、さっき話があったように、1枚、ポストの横にでも張っておくようにしたほうが良いのではないかという意見がうちの会派は多かった。

**富本理事** メールはどうか。

**井口理事** メール、見ない人もいるので。苦手な人もいるみたいだが。

**島田理事** 閉会中の扱いは何か考えているか。

**議会事務局次長** 今考えているのは、既に日程調整が済んだものをペーパーレス化しようということで、閉会中に突然これからやりますという、日程調整せずに通知を出すもの、そういったものは当然通知をお送りするなりファクスでお送りするなりポスティングをするなり、考えている。



**議会事務局長** いきなり招集通知を送付するというのは、よほど緊急なことがない限り、事前に事務局のほうで日程調整して日にちが決まってから基本的には招集通知を送付という形なので、閉会中でも同じ。当該の議員さんについては何月何日にどういう会議があるということは既に承知しているので、そのときには当然出席される。ただ、通知の紙を全部今まで配っていたものを配らずに、例えばさっきの話であればメールボックスの横に招集通知掲示板みたいものをつくって、そこに通知を張っておく。それで通知にかえるやり方も考えられるし、あとは該当者の方にはメールで入れておく、見る見ないは別にして。そういうやり方があるのかと。

**富本理事** 両方やると。それを受けた上でいかがか。

**島田理事** メールで結構。

**小川理事** 私はどんどんペーパーレス化をしてもらいたい、やれるものからやるべきだと思っている。

**山田理事** うちとしては、僕自身はメールで十分だと思うが、メールを使わない、ネットに疎い議員もおり、そういう方はメールだと困ると。招集通知自体も議会の招集ということで非常に重みがあるというものだから、文書で欲しいという意見もあった。会派内でもかなり意見が割れていて、先ほどメールボックスのところに掲示するという方法もあるのではということもお聞きしたので、そういう方法ではどうかということでもち帰って話をしたいと思う。

**小松理事** これ、ぜひ一刻も早くやっていただきたい。これは全議員がということか。希望をとって希望者にはという……

**富本理事** それは無理。やるなら全部。この人はこうで、この人はこうでといったら事務局は余計大変になる。

**小松理事** それと、人によって、パソコンにふぐあいが生じることが恐ろしいので、アドレスを2つ届けておきたいとか、というのを受け付けていただけるのか。だから、区議会用に持っているアドレスと、2つに。

**議会事務局長** 両方に送ってほしいということか。

**小松理事** そうということ。

**議会事務局長** それは可能。

**小松理事** だからアドレスを登録しておきたいという、そういう対応をお願いしたい。

**富本理事** そもそもメールで送る必要はあるのか。通知を張っておけばいいのではないかな。もうメールはなしで。みんな日程はわかっているので、通知行為として張り出すだけ。要するにわかっている委員会の日程である。正直、余り必要の妥当性が、重みがあると

いったら……

**議会事務局長** さっき言ったように掲示板をつくって、そこに張って通知にかえる。

**富本理事** だれだれ様、というのを「災害対策特別委員会委員各位」とか、そういう形にして全部そこへ張っておくというような形。

多くの方がペーパーレスでいいということなので、多分共産党でもそんなたくさんの方ではないと思うので、理事会の様子も伝えていただき、そこは何とかそういう形でやっていたらいい。

それからメールは、必要、不要はどうか。島田理事がメールでと言ったが、もう紙を1枚張っておけばいいというだけで済ますという考え方もある。わざわざメールは要らないという考え方もあるが、その辺どうか。

**島田理事** 紙1枚張って招集を通知したということで済むのであれば、それでいい。

**議会事務局次長** 事前に日程調整したものを、皆さんご存じの日程を張るという通知。

**富本理事** 民社はメールはどうか。別にどっちでも。

**小川理事** ペーパーレスなら。

**富本理事** ネみどりも別に紙だけでもいいか。

**小松理事** はい。

**富本理事** では、そういうことで。目立つようお願いします。

では、これは一応共産党が持ち帰っていただくということで、1つはそういうこと。

それから付託のは、具体的にはどういうものか。

**議会事務局次長** 議会で付託するときに、1枚「付託について」という紙がついて、付託事項表というのがある。これは本会議場でお配りしているもので、内容が付託事項表と重複しているのので、この際、口頭で通知をしたということにして省略をさせていただきたい。

**議会事務局長** 委員会ごとに付託事項表がある。例えば総務財政委員会なら総務財政委員会、23陳情第何号という件名が入ったもの。それと、実際に陳情の紙がまとまってついていて、その表のほうに全部、何々委員会にどういう請陳、何々委員会にどういう請陳という1表になったものをホッチキスでとめたものがある。委員会ごとのものをやめて、付託事項表全体を統括したものをお配りしてそれでかえると、そういう形でいかがかという話。

**富本理事** 委員会名の一覧表がなくなる、そういうことか。いかがか。

**島田理事** 重複しているので必要ない。

**小川理事** 今の紙、想像つかなかったが……。

富本理事 では、それはそういうことで、皆さん、ちょっとどれかも思い浮かばないようだが。ただ、委員会がどれというのは口で言うからわかるということか。

議会事務局長 いやいや、全部一覧表になっている。

富本理事 了解した。まだどの紙かはっきりわかってない。

議長 現物があればいい。

富本理事 ちょっと回覧していただきたい。

では、とりあえずそれはそういう方向で、次に行く。

### 《土曜議会について》

富本理事 土曜議会について。これについては一応前期の議会で行って、そのときから試行的にやろうということで、ここ3年半ぐらやってきた実績がある。

まず、この実績について事務局のほうから資料の説明をお願いします。

議会事務局次長 資料5。まず1枚目が土曜議会の傍聴者数の推移ということで、平成20年2月16日117名という、この網かけをした部分が土曜議会の部分である。

土曜議会を見ると、20年は1定が傍聴者117人、2定が102人、4定が77人と大勢の方が傍聴しているという状況。21年は、1定が32人、2定が23人、4定が34人。その34人の下に163人とあるが、これは一般傍聴者は34名。子どもが来たというところで人数が増えている。22年は、1定が57、2定が37、4定は14と、20年に比べると大分減ってきているというのが傍聴者の状況。

1枚めくると、もう1枚の資料が土曜議会開催に関する経費ということで、土曜議会の開催に当たっては、人件費と光熱水費が発生するだろうと。ただ人件費についても、基本的には職員は振り替えをするので、超過勤務は発生しない。2回ほど、平成22年の1定と21年の1定が6万8,000円かかっているが、これは1時間ぐらいの超過勤務をしたが、そのほかは9,000円とか2,000円とか、これは労働基準法の関係で、1週間に6日働くと、その6日目について100分の25の超過勤務を出さなければいけない。その関係で出ている。このぐらいの人件費がかかっている。

光熱水費についても、議会棟だけを出すということができないので、粗っぽい出し方をしているが、本庁舎の光熱水費の決算額を365日で割って1日当たりの概算を出している。それが19年度1定は32万2,000円、20年度は34万6,000円、21年度は31万5,000円、22年度は31万3,000円、1日当たりになると三十数万円の光熱水費がかかっているのではないかという推計である。

説明は以上。

**富本理事** 今いろいろ資料も説明があったが、ことしは結局やっていない。23年の1定もやらなかったから、検証して云々ということで懸案事項として残っていて、またそろそろ事務局のほうも来年の1定の日程も見ていかなければいけないということで、それも含めてある程度決めていかなければいけない時期に来ているということで、改めて各会派の意見を聞いて、やるやらない、それからやるにしても、これまでは年3回やってきたが、年3回3日やってきたのをどう考えるのか、それから、本会議の区長の所信表明とか代表質問、この辺をやってきた経緯があるから、中身もどうなのかとか、その辺も含めて、それぞれまずご意見をいただければと思う。

**井口理事** 新生議会になってから、検証して今後どうするかということもあるが、懸案事項としてまだ残っているし、費用対効果を見てどうかということもあるが、年に1回ぐらい、土曜にやるという精神は必要ではないかというのがうちの会派の大勢の意見で、別に代表質問でなくてもいいのではないかという意見が何点かあった。

**富本理事** 何かしらの形で1回か2回は残したほうがいいのかということか。

**島田理事** これも会派で話し合ったわけではない。数字を見る限りでは、始まった当初に比べると、大分差がなくなってきたというふうにも思う。ただ開かれた議会ということで、その精神はどこへ持っていったらいいかというところもあるが、翌日にはインターネット中継も、決特、予特委員会も放送されるようになっているし、これからユーストリームの話し合いもするようになるので、とりたてて必ずこのときにやるんだということを決めなくてもいいのではないかと。何かあったときに、例えば今度の基本構想とかそんなときに、今、日程がどんどん延びているというか、議長の計らいで特別委員会も1日1委員会にさせていただいたという状況もあって、会期が大分延びているので、何かしらの工夫で縮めなければいけないときとか、状況に応じて土曜日を使うような形、もしかしたら日曜日を使う状況もあるかもしれないが、休みの日を使うということも排除するわけにはいかないと思うので、いろいろな意味で1、2、4定に設けなければいけないということではないとは思う。

**小川理事** これも会派でまだ十分な話し合いはしてないが、土曜議会ということで年に何回か、または4年間に数回ということもいいのではないかと。

それともう1点、これも私見だが、いろいろ聞いてみると、わざわざ土日に議会に行きたくないと。夜、仕事帰りにぶらっと、どういふものを行っているのかという意見が私の周りでは多かったかなという意見を言わせてもらいたい。

**富本理事** 休みの日にわざわざ出かけるというよりは、会社帰りにちょっと寄ってという感じか。

小川理事 その後にみんなで反省会なりするということ。

富本理事 夜間議会。

小川理事 そうということである。

山田理事 まず、この資料をまだ団として読み込んでないので何とも言えないが、傍聴者数が最初に比べて結構減っている。それはどういった理由が考えられるのか。

富本理事 最初、これをやるときは声をかけた。私とか島田理事も出た。最初は代表質問をやったので、やっぱり私は声かけた。そういうのも正直あると思う。

山田理事 うちとしては要らないのではないかと。コストの面なんかを考えると、という意見だが、これで見ると、コスト自体は余り大したことないようだが。

富本理事 前からこの金額は大体出ている。

山田理事 光熱水費というのもかなり大ざっぱな計算だと思うので、もう一度これを持って考えを聞いてみたいと思っている。区民にどのように議会に関心を持ってもらえるかということが大前提だと思うので、島田理事が言われたとおり、ネットの動画中継なんかをやったほうが皆さんは見られるのかなど。あと、小川理事が言われたように、土曜に行きたくないという意見も結構聞いているので。だったら、夜やったほうが区民の皆さんは参加しやすいのかなというような意見もあると思う。

これについては、もうちょっと考えたい。

小松理事 うち基本的にはやったほうが良いという意見。夜間議会というのは以前言っていたが、それも有りだと思う。

富本理事 今それぞれ意見が出た。これはまた会派でいろいろ意見をもんでいただいて、ただ夜間議会とかいう話になると、議会改革委員会の議論のほうにもゆだねなければいけない部分があるので、そこはちょっと調整させていただくとしても、一応土曜議会をやる、やらないということは、1定をどうするか。特に1定は今まで初日とか2日目の話だから、それに合わせて招集の問題があるから、とりあえずそれに関してだけは11月中ぐらいには決めないと、日程が立てられないという問題もある。だから、その辺はそういうことは含みながら、島田理事の意見のような、フレキシブルに対応するということもあるので、その辺も含めて、今までは、本会議で所信表明、代表質問をこれに合わせてやろうということが基本で特に1定はやってきた歴史があるので、ここをどう考えるかということを含めて、また議論していくということ。

では、それぐらいのイメージで、またいろいろ話し合いをしていただきたい。

議長 夜間議会の話が今ちょっと出たが、当時平成19年のときに、私、第3期の議会改革の検討部会長をさせていただいて、その当時は土日議会&夜間議会ということで、それ

ぞれ検討してきた経緯があった。そのときに、私のおぼろげながらの記憶だが、夜間議会をやるという提案をしたときに、では夜間とは何時からなのか、終わりが見えないとなかなか集まってこないということも正直あって、では、夜間議会はとりあえずおいておいて土日にしよう。土日の中の日曜はやめて土曜議会にしようというふうに絞り込んでいって今の土曜議会になっていったという経緯がある。その辺ももう1回、当時部会でやったときの議論をひもといて議論されるほうがよろしいと思う。

**富本理事** 夜間のほうが経費かかるのか、人件費は。超過勤務などもある。

**議会事務局長** 超勤はある。

**議会事務局次長** やるとすれば、その時間に勤務を割り振るといって、昼から出てきて9時まで勤務という勤務時間変更もある。

**富本理事** 事務局はそうできるかもしれないが、理事者で答弁する人なんかそうはいかない。費用ということでいえば、そういう問題は逆に発生する。

**議会事務局次長** 答弁者は超過勤務出ないからいいが、控えている職員が残っているので、そちらに超過勤務が発生する。

**富本理事** では、土曜議会に関しては、とりあえず次の第1回定例会をどう考えるかということも含めて議論をしていきたい。ほかのそれぞれの会派の意見も大体わかったと思うので、よろしく願います。

#### 《「議会運営に関する新たなルール」について》

**富本理事** 続いて、議会運営に関する新たなルールについてだが、皆さんにご協力をいただき、この夏に一生懸命決めたルール、第3回定例会から適用したところである。初めてのことであったのでいろいろなことがあったかと思うが、改めてここで検証というか、気になったこと等を確認したい。

私のほうで一応気づいたというのは変な言い方だが、ちょっと考えなければいけない、別に仕方がない部分もあるが、本会議で、別にこれはやってはいけないことではないので、委員外議員発言をやらずに本会議で発言されたケースがあった。これは別にいい、悪いは関係ないが、そういうケースがあった。ただその方は、委員会で発言されたものは、委員外議員の質疑とか発言のルールを初めて適用された。

それから、会期について、議運で話し合いをして会期を決めて、そこで委員外議員発言を聞くという話になっているが、これは今、発言した委員が何を言ったかというのを報告する場所がない。これは議長と相談して、第4回定例会からは、初日の最初の会期を決めるときに、議会運営委員会でこういう議論があって会期を決めたということを議

運の委員長から報告するというルールを加えたほうが良いということが1つあった。

それから、委員長報告の会派意見のところ、会派で賛否が分かれたものがあった中で、報告の仕方で、たしかネットが3とかみどりが2とかという言い方をしたが、あれは政治団体名だから、会派名ではないので、会派内5名で、反対2人、賛成2人とかいう人数だけ言えばいいということがあった。

それからあと、小川理事、大変ご迷惑をかけた。不採択のもの、まどろっこしい言い方で、あの言い方がわかりづらいということを感じたが、ほかに、新ルールでやってみて、直したほうが良いとか、もっと強化したほうが良いとか、何かあるか。

**島田理事** 絡むが、陳情審査の結果、委員長の報告のとおり賛成の方というのが、あれっ、何だったっけなというのがあったので、この言い方、例えば不採択とか趣旨採択とか言ったほうが立ちやすいのかなというふうには思ったが、難しいのか。

**議会事務局長** そのところ非常に悩ましいところで、採決の場合は可を諮る。請陳の場合は不採択というのものもある。今回もそうだった。不採択に賛成の方という聞き方はちょっとできないと思う。もしやるとすれば、可を問うので、賛成の方という聞き方をしていって、それが否決されて不採択という形になっていく、そういう採決の仕方になるのではないかというふうに思う。あえてあそこで聞いたのは、委員長の報告のとおりと、委員長の報告というのは事前にやっているの、この陳情については採択、この陳情については不採択とかいう形になっているので、その報告を可とするかどうかという諮り方をした。採決が終わった後には、議長は言っている。

**富本理事** そうだが、言い方を、委員会の審議で不採択と決まった私の報告のとおりとか、そういうのはできないか。最後に立つ前に、これ何だっけということは確認したい。

**議会事務局長** それもわかるが、一応審査結果報告が書面でお手元に行っているの、こちらでご確認をいただくのが一番いいという気はするが、ちょっとそれは研究させてほしい。

**島田理事** 要するに採決を間違えうというのは一番大変なこと。幾つか例もあるが、それなるべく避ける方向にしていく工夫が必要である。

**富本理事** あと、小川委員長のも、採決をしたら採択は少数だった。結果的に不採択になった。それを言うためにああいう言い方になった。

**小川理事** よく見ればわかるのだが・・・申し訳ない。

例えばこれはレアケースかもしれないが、もしも自分たちの会派がそういった結果ではない場合は、最後の委員長報告どおり云々というのは省略する場面も結構多い。強制だとかおかしくなる面が出てくると思った。

**富本理事** 要するに採択なのか不採択なのか、少数派がわからなくなるということか。

**小川理事** いや、委員長の報告は、最後に「委員会の決定どおり」ということを別に言う必要はない。言っている委員長もいるし、言わない委員長もいるから、その辺がもっと紛らわしくなる可能性も出てくる。

**島田理事** 委員長が、例えば1つのことに反対の立場で、それが賛成になっていると。委員会の報告として、最後に、委員会の決定どおり本会議でも云々ということ省略して、以上で委員会の報告を終わるといった場合、ということか。

**小川理事** そのとおり。

**富本理事** 共産党が委員長のときはそのパターンが多い。

**議長** その前段に、採決の結果不採択となったということの事実は委員長報告の中で言っているわけで、その委員長報告に対して議長が採決を諮っている。

**小川理事** だから、よく聞けばわかる。よく聞いていれば、多分今回のケースは長かったから、初めてだし、かつ普通の常任委員会でもなかったケースではないかと思うので、その辺がきちっと意思が統一していれば、先ほど局長が言われたように、事前に結果表が配られているので、団できちっとやれば問題はないと思うが。

**富本理事** うちも会派として確認して、委員長報告どおりでいいから、とりあえず立っていいかということは確認した。

その言い回しは、もうちょっと考えるということで、事務局にも知恵を絞っていただきたい。

**議会事務局長** あとは、ちょっと時間がかかるかもしれないが、議案と同じような形で1本ずつ採決していくというのもある。それだと一番間違いはないかと思うが。

**富本理事** あと、何か気づいた点はあるか。

**島田理事** 決特だが、突然の不幸があつてこういう形になって、意見開陳の時間が随分短くなったが、非常にすっきりしてよかった。やればできると思った。

**富本理事** 意見開陳の時間も、今までは何のルールもなかった。今回ご不幸があつたということで時間の関係から、20分ということでみんなやって、私も島田理事と個人的には同じ感想を持った。そこも予特、決特の時間割の話し合いの中でまた協議をしていくことなのかと思うので、それはそちらのほうに話は回して、それはいろいろな意見があるので、ここでどうこうということではないが、一応そういう提案があつたということで、また話をしていきたい。

1つ、会期について、議運の報告をするというのはよろしいか。これは仕方がないので。例えば会期について反対と言われた意見を、議運で言った委員外議員の発言とか委



員の発言を言う場所がない。それが世間様に出る機会がないので、これはルールとしてはやったほうが良いということで議長と相談をしたので、第4回定例会から一応そういう形で議運で日程が決まったということを議運の委員長のほうから報告をするということでご了解いただきたい。

それからあと、賛否の分かれたときの言い方、あれもどうか。余りよくなかった。会派の中で分かれるのは仕方がないが、例えばネットの人が3人とかみどりの人が2人という言い方は余りいい形ではない。あれ、会派名を言ったのか。

**議会事務局長** たしか、生活者ネットが賛成、みどりの未来が反対という言い方だったと思う。

**富本理事** それは言い方としてはよくない。

**小松理事** 委員長は、個名で入れたいというふうに言った。

**富本理事** それはまずい。

**議会事務局長** 個名はちょっとぐあいが悪い。

**富本理事** そうすると、委員長報告が全部個名で言わなければいけなくなる。例えば杉並自民区政クラブの富本委員がこう言ったとか、そういうふうになる。

**小松理事** そういうことでああなったんだと思ったが、委員長としてはそのように事務局に言っていた。

**富本理事** そうすると、自由民主党の中で仮に意見が分かれて、杉並自民区政クラブの自由民主党の議員が5名賛成、5名反対とか、わけわからない。政治団体で分かれていればいいけれども、そういうことではない例もある。だから、例えば人数だけは言ってもいいと思う。生活者ネット・みどりの3名は賛成、2名は反対とかというのは。

**議会事務局長** 一切それも言わないということではないか。

**議長** 委員会として委員が賛否を言っているだけ。

**富本理事** だから、あのときはすぐる議員は反対だったから、すぐる議員は反対だということを使うのは構わない。

**小松理事** それは、委員会の中でのことであって、委員長報告。

**富本理事** でも、それは会派によってはわからない会派もあるのか。例えばうちが、中が割れているが、その人はたまたま賛成でしたけれども、というケースもある。

**議会事務局長** 本来的にいけば、会派としての賛否の意見を問うているわけだから、正確に言えば意見にはならない。意見は意見だろうが。

**島田理事** 3対2で分かれているかどうかではなくて、会派として決をとって3対2になったと。では賛成だと、そういう言い方をしなければいけない。

**議会事務局長** 本来はそういう言い方になる。

**島田理事** そういう言い方ができないというのは会派じゃないということだ。うちだって8人で、まるっきり全員同じ意見というわけではない。1対7だったり2対6だったり。それを委員会で一々言わない。そんな恥ずかしいことは。公明党は賛成という意見をちゃんと言う。

**小松理事** でも最終日には賛否は個人ではないか。それを明確に示しているというやり方である。

**島田理事** 会派の意見として言うのであれば、3対2であろうが1対4であろうが5対0であろうが、賛成なら賛成と言うべき。採決のときにそれは示せばいいこと。

**小松理事** それは委員会報告の中でどのように表現するのは研究ということなのだろうと思うが。

**議会事務局長** 3人が賛成で2人が反対という言い方の意見開陳というのはちょっとおかしい。会派としての意見を申し上げるということであれば、3対2であれば、多数決でいけば賛成である。一部反対の意見もあったが、みたいなことを言うかどうかぐらいだと思う。余り例のある話ではないので、どういう言い方がいいのかというのはある。

**議長** 委員長報告のときは、主語が会派の名前になっている。ネット・みどりの未来はと。

**富本理事** ネットの人が賛成、みどりの人が反対という言い方をした。委員会では個人名を言っている。だから、委員会の意見開陳の位置づけ。私ども会派を代表してといつも言っている。

**議会事務局長** 基本的には会派から出ている。何も言わなければ、その会派の意見という受けとめ方をされるのは当然のこと。

**富本理事** だから、その言い方も少し考えたほうがいい。仮に賛否が分かれた場合でも。確かに会派を代表しているのであれば、一応会派で多数決をとったら3対2ということで、そのときは賛成が多かったわけだから、それは会派の意見としてどうなっているのかと。会派で分かれているという言い方でいいのかどうかというのは1つ方法論として、やり方としてちょっと考えたほうがいいかもしれない。

それが気になって、あと、それぞれの個人が意見開陳で言うかという問題もそうだが、委員長報告の中で政治団体名を言うことは僕は余りよくないと思うので、ちょっとそこは違うと思うので、そこは気にはなった。

今いろいろな意見が出た。会派については、特にこれからの議会改革基本条例の中でも、議会改革特別委員会でも話し合われてくる。会派とは何かということで、いろいろな意見がある。新ルールを新たにやってみて、いろいろなことが起きているので、また

ほかにも気づいた点があれば言って、いいところはブラッシュアップしていくというこ  
とでやっていければと思うので、よろしく願います。

ほか、何かあるか。——さっきの「付託について」。

**議会事務局長** これを廃止したいということである。

**富本理事** 特段問題ないと思うがよろしいか。——それでは、そのようにする。

#### 《ユーストリーム等による画像等配信の対応について》

**富本理事** それでは次、ユーストリーム。画像等配信について。第3回定例会については、  
配信を希望する者が出た場合、議長が判断し対応するとした。その後は、今定例会中は  
結局申し出はなかったのか。

**議会事務局次長** はい。

**富本理事** 今後どのように対応するかということを目に協議しようということである。

まずは事務局から説明がある。

**議会事務局次長** 資料6をごらんいただきたい。1枚目が動画配信等の対応についての素  
案ということで、同時動画配信、ツイッターの禁止。ツイッターの同時配信だけを禁止  
する案をつけている。2枚目がインターネットとユーストリームの比較、その下に動画  
配信、ツイッター使用のメリット、デメリット、3枚目が運用経費である。

最初に、2枚目のインターネット中継とユーストリームの比較、その辺のところから  
説明をする。

インターネット中継については、システムとしてはホームページ、動画のページを設  
け、専用サーバーから動画を配信している。そういうことから、動画そのものをダウン  
ロードされる危険性は少ない。また、オペレーターが画面ごとに編集しているので、見  
たい画面にすぐ行くことができる。発言の訂正等、対応が可能。

このインターネット中継の運用は、これまで同様、委託業者により配信を行っている。  
編集して掲載するのは営業日翌日配信、原則は24時間後ぐらいに配信をしている。発言  
訂正については、業者で編集して配信することができている。

対するユーストリームのほうは、カメラ、マイクも現在のものを使用可能。PCは今  
あるものを使用できないので、別に1台必要になる。専用ソフトも必要になってくる。  
ユーストリームの場合は、特に、同時配信の場合は場面ごとの編集ができないので、初  
めから終わりまで流しっ放しになる。区のホームページに載せられないので、ユースト  
リームのページにリンクさせるような形になる。他の自治体では、「議会のページとは  
関係ないページにリンクします」と、このリンクは関係ないところに飛ぶというような

注意書きを入れている。動画のサーバー自体はユーストリーム側にあるので、ダウンロードはだれもが自由に行うことができる。ダウンロードした動画の編集加工も可能。また、ユーストリームのページには、区と全く関係ない広告が表示される。広告の表示をなくすことも可能だが、相当高い費用がかかるという状況である。

ユーストリームの運用については、同時中継が可能となる。職員が操作する場合には、カメラアングルをどうするのか、どういう形でカメラを回していくのか、その辺はその職員個人の力量に任されてしまう。発言の訂正等に対応できない。将来有料になる可能性もある。あと、これは区の内部の話だが、職員が使っているパソコンでは視聴できない。各部長室への中継も対応できないということになっている。

**富本理事** 1階も。1階の窓口で待っている人のところにも、あれもできない。

**議会事務局次長** あと、同時動画配信等、ツイッター使用のメリット、デメリットということで、ユーストリームのほうは、簡単なシステムで配信可能。この間も本会議場で、ああいうウェブカメラでも同時配信が可能。無料で利用ができて、運用経費がかからない。過去のものも見るのが可能である。

一方、デメリットとしては、配信された映像を他のホームページに転載することも可能。映像だけがひとり歩きをしてしまうおそれがある。技術的にはコピー可能になってしまう。映像がひとり歩きしてしまうので、著作権、肖像権や映像の管理責任があいまいになってくる。こちらで削除しても、だれかが保存していたものを再度配信する可能性もある。先ほども言ったが、区と全く関係ない広告が表示される。業者にそういうことを委託するとなると、インターネット中継と同様の経費がかかるということもある。

ツイッターのほうは、広くいろいろな人の意見を聞くこと、書き込みが可能。そういったことで、意識が高くなるというか、参加しやすくなる可能性がある。区民は気軽に意見を書き込むことができる。若者の関心度の向上が見込めるというようなメリットがあるのかなど。

ただ、デメリットとしては、誹謗中傷的な書き込みをされる可能性がある。それもチェックをするのはなかなか難しい。チェック機能はないので、逐一それをだれかがチェックをして、削除の申し入れをして消していくような形になる。主張的な意見を書き込まれる可能性。あと、いわゆる荒らし行為や宣伝行為を行う書き込みなども考えられる。不適切な書き込みがあっても、匿名性が高くて個人の特定はしにくいというようなデメリットがある。

3枚目がインターネット中継とユーストリームの運用経費について、ざっとまとめたもの。インターネット中継の本会議の中継は、初期経費のほか、委託経費が今年465万

9,000円ほどかかっている。予算・決算特別委員会の中継費用としても386万円。常任委員会については、見積もりだが、委託経費として287万7,000円程度を見ている。この経費のほかに、サーバーの維持費、ホームページ運用費、機器借料等があって、すべて含むと、1,540万円ほど今インターネット中継の関係でお金がかかっている。

あと、ユーストリームの関係は、業者委託をすると、初期経費としてカメラ、マイクは今の上についているものを使って、あとPC専用ソフト、ホームページ改定の料金として70から80万円。委託経費は、中継操作とかホームページをいじる費用は、現状の委託費用と同様にかかるということになる。

もう一方、簡易システム、職員が実際に実施をすれば、初期経費がPC、ウェブカメラ、マイク、三脚等で10万円程度。委託経費はホームページの改定、初期経費だけで20万円。あとインターネット接続料が月6,000円ぐらいで、大分安価に運営ができる。ただ、先ほど申し上げたとおり、そういった面ではなかなか難しい面がある。

下に、簡易システムで職員が行う場合で、現在と同じく部長室で中継を視聴するために別途業者への委託費用が必要ということではなくて、これは今でも可能、なのか。

**議会広報担当係長** 可能である。

**富本理事** 1番は、仮に全部禁止という場合とツイッターのみ禁止したパターンがあるということ。読んでもらえばわかる。

ちょっと質問。3枚目の委託経費だが、今は460万と380万と両方足した金額がかかっているということか。

**議会事務局次長** 中継経費としてかかっている。

**富本理事** まず全体について何か質問等あるか。

**小松理事** 本会議と特別委員会では、本会議のほうがカメラの設置も動かさないし、単純なように思うが、こちらのほうが高いというのはどういうことか。

**議会広報担当係長** 本会議は、オペレーションの関係で、概算の数字で申しわけないが、25回で計算している。予決特については18回で計算している。

**富本理事** 単純にこれは回数の問題。

**議会広報担当係長** はい。

**山田理事** 2枚目の、他の自治体では議会と関係のないページにリンクするという注意書きがあるということだが、他の自治体でもこれを導入している自治体があるということか。そういうところでトラブルが発生したとかいうような事例というのはあるのか。

**議会事務局次長** 細かくトラブルまでは聞いていない。たしか流山だかどこかで、いわゆる流しっ放しなので、試し撮りとか、そういったものも流れてしまった例はあると聞いて

ている。

**富本理事** 当然どのシステムでもメリット、デメリットはあるということで、そもそもの発端は、傍聴人の方がこういう形でユーストリームをやられたことで、まず議会としてどうするんだということ。いろいろ会派でもそれぞれ意見をもんでいただいたと思うが、とりあえず各会派のご意見を聞いていきたい。

**井口理事** その場で規制するのは無理ではないか。例えばその場で発信しなくても、家へ持って帰ってできる。そうすると、規制すること自体がなかなか難しいと。一定のルールは、傍聴者には課せられないということもあり、その人の常識の範囲内で、例えば事務局のカウンターでちょっとご注意をしていただくぐらいしかできないのではないかと。

**島田理事** 私の意見だが、1つは、そもそも同時性がどれだけ必要かというところの議論から始めるべき。今のシステムで翌日には見られるということなので、今まさにやっている同時性がどれだけ必要なのか、よくわからないが、めったにないとは思っている。

**富本理事** あと、傍聴者がこういうことを申し出た場合の対応。

**島田理事** 同時性がどうかというのが決まれば、それは無理と、そういうことになる。

**富本理事** そちらを先で。

**小川理事** これは難しい問題だと思う。今の時代、さまざまな会議でユーストリーム中継されている現実もあるし、別に秘密会でもないのに、方向的にはいいのかと思うが、ここにも書いてあるように、どういった規制ということが重要かと。

この間みたいに、個人の机の上を5分間ずっと流す、これは悪質。大事なものも書かれているかもしれないし、私も個人的にずっと5分ぐらい中継されていたので、そういうことはあってはいけない。どんどんエスカレートしていく。画像がだんだんとよくなっていくと、文字も見えてくるだろうし、非常に気をつけていかなければいけないことになる。的確なルールにのっとって、それを規制するのは当然一歩外に出たら規制はできないと思うが、そういったことをきちっとルールづくりで合意ができるのであれば、私見だが、いいのかと思うが、団に持ち帰って話し合っていきたい。

**山田理事** うちとしても、小川理事と同じような考え方。基本的にネット中継自体は、これからの社会の動きを見れば当然必要なことにはなっていくと思う。ただ、今回のような形で、ある目的とか意図を持ってそういうのが放送されるというのはやはりちょっとよくないことなのではないかと。もしやるのであれば、議会全体が等しく見られるような形でやるのが本来の筋であって、それをある種の意図的なような操作ができるというのは結構危険なものではないかという意見もあった。ある意見としては、議員といえども肖像権はあると。だから、そういうのを侵害するような形でやられるのはいかがなものか。

のかというような意見も出た。

今回の件で、関議員も言っていたが、ツイッターの同時書き込み自体がすごいひどい内容だった。動画自体は、あれを見てもよくわからないのが本当のところだと思うので、ツイッター自体も今後どうしていくのかということは考えたほうがいいのではということとは、若い議員からは出ていた。一応これ自体は持ち帰ってもう一度検討したい。

**小松理事** 規制を設けるとかということはできないと思うし、禁止すべきことではないと思う。自治法でも開かれたものであり、憲法もそう。

**富本理事** 見ることを見せないとか、そういうことではないが、表現の自由があるから何やってもいいというのもまた違う。そこはどうか。書き込みだって、それが事実なのか、要するに個人の感覚でそれをやるのがいいことなのかということ、この場で規制しようとかそういうことでこれを出しているわけではないが、何をやってもいいというのは僕はちょっと違うと思う。ツイッターなんか特にそうだと思う。だから、もちろん立場とかお考えはわからないでもないが、ただ、それで何でもいいということともちょっと違うような気もするので、会派の中でももう少し深く考えていただければと思う。

**小松理事** 今回ネット・みどりの会派の近い人だったが、そうでなくて、一般市民が、区民でない可能性もあるわけで、そういう行為をするのはあり得ることだと思う。それは規制すべきなのか。

**小川理事** 今小松理事が言われているのは、規制するというのではなくて、ルールを、規制とルールは一緒といえば終わりだが、最初に会派間で合意ができて、そういったものにするためには、ある程度ルールをつくって、そういった形で示すという形を私は申し上げているだけであって、その人がルールを守らなければその人を規制するって、我々は警察ではないので、できるわけないので、その辺をきちっと、会派間の合意でルールをつくって、もしもユーストリーム中継するのであれば、こういった形で行うということとを設ける、会派間で合意したものを示す必要はあると言っている。

**小松理事** わかっている。だから、ルールのことを言っている。例えばどういうルールなのか。イメージができないが。

**富本理事** 例えば撮り方とか。1人をずっと撮らないとか、例えばインターネット中継だって、一応ルールを決めてやっている。

**小松理事** それは区のお墨つきである。

**富本理事** 例えばやり方としては、全部は規制できないにしても、仮に区のほうで、さっきの島田理事の同時性の話に戻るが、そもそも同時性が必要なのかどうかという議論はあるとしても、例えば、区議会の側でやってしまうと、だから一般の方はやめてほしい

ということもあると思う、考え方としては。それを規制できるかどうかは別としても、考え方の1つとしてはある。もう区でやっているの、それで結構ではないかという考え方。やっているのに、わざわざその人がやる必要もない。

**小松理事** でも、考え方としてあるにしても、やめてほしいとお願いしてもいいが、いや、でも私はどうしてもやりたいと言ったときに、それを禁止することはできないのでは。警察でもないとききお話があったが。

**富本理事** それは、でも規則だから。

**議会事務局長** それは規則にある。傍聴規則の中では、録音とか撮影なんかについてもすべて許可を受けてからという形になっている。そこで許可が得られなければ、基本的には、傍聴はできるが、撮影とか録音はできないという形になる。それと同じように、例えば今の富本理事の話でいけば、区が流しているから、もうユーストリームで流す必要性はないから、ご遠慮いただきたいということでお断りすることはできる。

**小松理事** それはできないのでは。それとはまた別の表現かもしれない。

**議会事務局長** それを言えば、今までだってだめだと、形は同じ。だから、今はすべて出したものは基本的には許可している。

**小松理事** 許可しない場合って、例えばどういうことなのか。

**議会事務局長** 基本的にこれまでは許可しなかったことはないので、申請出されればすべて許可していた。

**小松理事** 許可を得ないで撮影していることがもしわかったときには、どんなことになるのか。

**議会事務局長** 当然、申請を出すように注意し、撮影はその場でとめる。

**小松理事** どこだか1点はずっと撮らないようにとか、そういう言い方ができるのだろうか。ツイッターも……

**富本理事** 例えばツイッターだって、何書いてもいいと、それはそうなのかもしれないけれども、書かれたほうはたまらない、うそ書かれたら。書かれたことないからかもしれないけれども。書かれるほうはつらい。

**小松理事** それはそのとおり。

**富本理事** それでも自由だから何やってもいいと、それで終わらせていいのかということを行っている。

**副議長** 新しい時代の新しい試みと私は見ていたが、前回のユーストリームの配信は、若者に興味を持たせるためとか、若者の気持ちを引くためとかという言葉があったとしても、余りにもひどかったという印象。印象ばかり言ってはいけませんが、今座長が言った



ように書かれた人の気持ち、ブログのときにも小学生が書かれて自殺をした例があったが、新しいルールを決めなければいけないというところに来ている。だから、私たちは何を書かれても仕方がない、ではなくて、そこには1つ1つの人権があるので、それが尊重できるようなルールをしっかりと決めなければいけないと思う。確かに新しい時代というからこそ新しいルールが必要であって、ここでは議会としては強い気持ちでこれを決めていく必要があると思っている。

**富本理事** いろいろな考え方がある。ただ、この間ああいうことが起きて、現実問題どうするのかということがあって、何もしなくてこのままで全部やってもいいというのも1つの考えだろうし、どうしていくのかということで、これ、現実問題の話として、区の職員が簡易システムで実施するというのは、事務局がやるということか。現状無理なのでは。事務局の体制からいっても。そういうことも正直あると思うが。

きょう決めなくてもいいが、まず話として、さっき島田理事の言った同時性の話。ライブでやる意味がどこまであるのかということがまずある。1日たてばインターネット中継で見られるので。まず、そこまでライブにこだわることにに関してどうかということ。

**島田理事** この前も言ったが、今は本会議と予決特やっている。常任委員会は今からやるようになると思うが、要するに、こういう委員会と公式のものが映像に出されていない。それを撮られて、それが本当かうそか証明もできないという状況に、区民生活委員会はなった。これは多分最悪のケースになるというふうに思う。

そういったことも含めて検討していかないと、何でもいいのかと、誹謗中傷されて泣き寝入りということがあってもいけないし、政治的な意図を持ってやることも十分可能なわけだから、その辺のところのルールづくりをしっかりとやると。だから、最初の同時性が本当に必要なのかということから始めたらどうかという提案をさせてもらった。

**富本理事** 本当にライブでそこまで気合い入れてやる必要があるのかどうかということ。そこはどうか。

**山田理事** うちとしては、傍聴の規則自体に書いてないものなので、それは幾らやられても今の時点で縛ることはできないという意見。これ自体は、ルールが先かネット中継をしっかりとシステム化していくことが先かというような話でもあると思うが、基本的には、開かれた議会というのであれば、すべてあけっ広げに出せるような状態にしていくのが望ましいと思う。ただ、それをしていくに当たっても、各党派、各議員の合意形成というのをしっかりとやっていかなければいけないというふうには考えている。だから、その間に区民の方がやってきて、意図的な情報を撮ろうとしても、それを規制することは我々にはできないというふうに考えている。

富本理事 何やられてもしようがないと。

山田理事 規則にないので。

富本理事 では、規則をつくったらどうなのか。

山田理事 というところでの議論をするより、ネット中継を本格的にやったほうがいいのではないかということ。

富本理事 でも、今のところネット中継は同時ではない。

山田理事 同時の中継。ユーストリームをどう使うかということもあるが。

富本理事 議会としてやったほうがいいのかということか。

小松理事 これは同時性がどこまで必要かという議論ではなくて、傍聴者が、その人個人として持っている表現の自由ということなんだと思う。区として、区議会としてお墨付きの、というか、公認されるようなものをやる、今ないから、それはそれで一方で、でもそれは別の問題なのであって、そこで傍聴者に……

富本理事 例えば、携帯電話、傍聴席でしゃべったら、だめなのは。小松理事のを聞いてみると、携帯電話だってしゃべってもいいと聞こえる。それ、何が違うのか。それと言っている意味が私はわからない、個人的に。そういう規則で決めて、例えば何やってもいいみたいに聞こえるから、その差は何があるのかというのを教えてほしい。

小松理事 携帯電話は声を出すからだめで、例えば今携帯メールを使うのも傍聴席では禁止されているのか。

議会事務局 これまでは出してはいない。携帯電話の電源を切るかマナーモードにするようにということ。

富本理事 どんなルールでも何してもいいというのでいいのか、というのはどうなのかと思う。表現の自由はわかるが、何書かれても、何映されてもいいものか、というのはちよつと違うと僕はずっと思っている。

小松理事 私だってそんな誹謗中傷は、まあ議会ではされていますけれども、それはいい気持ちは全くないし、もちろんされたくないこと。

この間のものを、そんなに意図的な悪質だということふうには私は思わなかった。

富本理事 いや、この間のがいいとか悪いとかではなくて、もっとひどいことも可能性としてある。例えば小松理事だけをねらって撮って、うそばかり書いて、逆もできるわけである。褒め殺しもできる。それをああいう形でやられる可能性について、自由だから何でもいいのか、という話をしている。

小松理事 そこまでの極端なことを予測しなければいけないということなのか。

富本理事 それはあり得ること。特に匿名性が高いし、はっきり言って責任がない。2チ

チャンネルとかそういう問題も起きていることも現実で。

**小松理事** 今回の場合はだれがやったか特定できたわけだから、そうでない場合がそんなに想定できるだろうかと思うが。

**富本理事** だから、それは想定してやっておかないといけないのではないのか、ということを行っている。

**副議長** 考えるのはこの場。教科書問題のことを考えても、すごく私はイメージできる。だから、本当にどういう形で使おうとするかという意味でもってどうにでも走っていつってしまうのがユーストリームの、ここで導入するというのがあれば、しっかりとしたルールが必要だと思う。

**富本理事** 一応ここでお願いしたいというものがあって、それを守るか守らないかまた別次元の話だと思う。ただ、何でもいいかといったらそうではないので、できる限りこういうことをご協力願いたいとか、こちらとしても、もしそういうことを配信する可能性があるのであれば、それに必要な情報があるならそれをとっておく必要があるとか、そういうことを協議しなければいけないということ。そもそも必要かどうかということでも認めるか認めないかということもあると思うが、認めないにしたって、やる人はやるかもしれない。それはそこまでは言えないが。別に私は認めないというほうに立っているわけでもないし、ただ、放っていて何でもいいということともちょっと違うというのは強く感じる。だから、もうちょっと深く考えていただけないかということを行ったのは、そういう意味。

大分時間もたったので、今後話し合っていかなければいけないが、話し合う筋としては、傍聴者に対して云々という問題があって、それで、生中継をするのであれば、議会としてやるのかどうかという問題、大きくはその2つ。

**議会事務局長** だから、認めるかどうかというのがまず1つある。それが1点目。

認めないとする場合については、どういう理由で認めないのかということはちゃんと明らかにする必要がある。

認めた場合については、先ほど来の話の中で、認めたのだから、その人の良識の範囲内に任せるから、そのまま好きにやっついていいという形にするのか、あるいはある程度撮るためのルールを定めて、それを守ってもらうお願いをするのか、ということと思う。

**富本理事** それとは別に、議会でユーストリームをやるかどうか。

その辺でちょっと議論をまた会派の中でやっていただいて、また協議する機会を設けたいと思うので、よろしくお願いをする。

《その他》

(1) 全員協議会について

**富本理事** 大分時間も過ぎているので、それではその他に移る。全員協議会について。

**議会事務局次長** 資料7をごらんいただきたい。昨日10月13日付で、新基本構想の策定について全員協議会で説明したい旨の申し入れが区長からあった。この通知に基づき、全員協議会を11月8日火曜日午後1時から開催したらどうかと考えている。いかがか。

会場は、本会議場で行いたいと考えている。

以上。

**富本理事** 11月8日に全協ということで午後1時から、基本構想について、これはよろしいか。では、そういうことでよろしくお願いいたしたい。

**議会事務局長** 周知だが、全協の案内を事務局で全議員にポスティングさせていただく。

(2) 第4回定例会について

**富本理事** それでは次、第4回定例会について。

**議会事務局次長** 10月7日の第3回定例会最終日に区長から、11月18日金曜日に開会との申し入れがあった。第4回定例会からは、新たに定めたルールに基づき、1日1委員会としたい。今、常任委員会は1委員会になっているが、特別委員会も同様とする。順序だが、設置表の順に、災害対策特別委員会、道路交通対策特別委員会、清掃・リサイクル対策特別委員会、医療問題調査特別委員会、議会改革特別委員会の順番でいかがか。また、第3回定例会同様、本会議についても、1日増やし、最終日まで入れて5日間としたいと考えている。

以上。

**富本理事** 一応最終日の予定はいつか。

**議会事務局次長** 12月9日の予定。

**富本理事** あと、1週間前に告示だから、議運があるか。

**議会事務局長** 11月11日が議運で、その前日の10日が理事会となる。

**富本理事** 今話があったように11月18日から開会をして、議長にもご尽力いただき、特別委員会も1日1委員会ということで今回から行うということで、その順番だが、今お話ししたように、災害、道路、清掃、医療、議会改革の順番で1日1委員会をこなしていくということでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**富本理事** では、そういうことで日程を確認していただきたい。

**山田理事** その他だが、区長のやじが結構ひどくなっているということを、うちの会派の何人かの議員が言っており、やはり二元代表制ということで、ああいったやじが引き続き強まってくると余りよろしくないのではという意見があった。できれば議長のほうからそのことを一言伝えてもらいたいという意見が出ている。

**富本理事** 質問中にぐじょぐじょしゃべられるのは確かに困る、決特のときも。私も愛想がいいもので……。

議長、大人の判断でよろしくお願ひしたい。公式にということではなくても、その辺は折を見て、一応そういう意見があったということをおいていただきたい。よろしくお願ひする。

ほかに何かあるか。——それでは、大変長時間であったが、本日の理事会を閉会する。

(午後 3時37分 閉会)